経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
設備の整備に要する経費	一二	二四九	五〇
合計	四三九	八二四	五二一

備考　一～六　［略］

(二)　収容定員が一五〇人を超える場合

（単位：百万円）

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
校舎の整備に要する経費	五〇六	七一八	五六八
設備の整備に要する経費	二五	四九八	九七
合計	五三一	一、二一六	六六五

備考　一・二　［略］

三　高等専門学校

（単位：百万円）

経費の区分	収容定員	
	二〇〇人の場合	四〇〇人の場合
校舎の整備に要する経費	八八〇	一、一四二
設備の整備に要する経費	三〇八	六一四
合計	一、一八八	一、七五六

備考　一～五　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
設備の整備に要する経費	一二	二四二	四八
合計	三八六	七四七	四六一

備考　一～六　［同上］

(二)　収容定員が一五〇人を超える場合

（単位：百万円）

経費の区分	学科の種類		
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係	その他
校舎の整備に要する経費	四四四	六三〇	四九八
設備の整備に要する経費	二四	四八三	九四
合計	四六八	一、一一三	五九二

備考　一・二　［同上］

三　高等専門学校

（単位：百万円）

経費の区分	収容定員	
	二〇〇人の場合	四〇〇人の場合
校舎の整備に要する経費	七七二	一、〇〇二
設備の整備に要する経費	二九九	五九五
合計	一、〇七一	一、五九七

備考　一～五　［同上］

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和十年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。）に係る審査から適用する。